

Press Release

平成 26 年 4 月 14 日
日本公認会計士協会

監査業務と不正等に関する実態調査の集計結果について

1 . 日本公認会計士協会は、会員の不正な財務報告等に関する意識や過去の経験を調査し、不正な財務報告を未然に防止又は会計監査での適切な対応を行うための施策を検討する際の参考とするため、「監査業務と不正等に関する実態調査」を実施した。調査は、公認会計士登録後 10 年以上経過した会員（13,506 名：全会員数の 51.5%）を対象に平成 26 年 2 月 21 日から 3 月 24 日にかけてアンケートによって行われた。回答率は 7.5%であった。

2 . 日本公認会計士協会では、アンケート集計結果の分析を継続し、今後機関誌等で公表する他、当協会の今後の不正な財務報告への取り組みへ活用していく所存である。

3 . このアンケートでは、以下のいずれかに該当するものを「不正等との遭遇」と位置付け、その内容や顛末などについて回答を求めた。

監査の過程で故意による財務諸表の虚偽表示をもたらす会計処理を発見した。
監査の過程で被監査会社（法人）の従業員等による資産の流用・窃用を発見した。

被監査会社（法人）から会計基準に抵触すると思われる（グレーゾーンも含む）会計処理を行いたい旨の相談を受けた。

被監査会社（法人）が作成した財務諸表原案に故意ではない財務諸表の虚偽表示があり、財務諸表の修正を被監査会社（法人）に求めたが強く抵抗された。

4 . アンケート集計結果のうち、主要なものは、次頁のとおりである。

主要なアンケート集計結果

1. 平成26年3月期の監査から上場企業等に適用されている「監査における不正リスク対応基準」に関しては、「監査実務に大きな影響を与える」との回答が6割近く(58.8%)を占めた。
2. 過去10年間で「監査業務を通じて不正等と遭遇」した件数は一人当たり平均2.02件。1件以上遭遇したとの回答が約半数(48.8%)であった。
3. そのうち、「監査の過程で故意による財務諸表の虚偽表示をもたらす会計処理を発見した。」が38.5%、「監査の過程で被監査会社(法人)の従業員等による資産の流用・窃用を発見した。」が30.8%と、この両者で大半を占めた。また、最近(0~3年前)の事例に限定すると両者の順位は逆転し、
が38.2%、
が29.9%であった。
4. 不正等の内容(複数回答)は、「資産の実在性に関するもの」が34.9%、「循環取引等による売上の架空計上」が25.4%と多かった。
5. 経営トップ層が関与した不正等は、約4分の1(24.5%)を占めた。「循環取引等による売上の架空計上」に限ると、経営トップ層の関与は4割近く(38.3%)であった。
6. 約3分の1(32.8%)の不正等が「被監査会社の外部の協力があった。」と回答。経営トップ層が関与した不正等に限ると、外部との協力がある割合は44.7%と高くなった。また、「循環取引等による売上の架空計上」では、外部との協力がある割合が非常に高く、62.5%であった。
7. 約3分の2(64.0%)のケースで、「被監査会社が財務諸表の修正に応じるなど、最終的に無限定適正意見の表明に支障がなかった。」と回答。
8. 約3分の2(63.2%)のケースで、「この顛末は専門家として満足のいくものであった。」と回答。その要因(複数回答)としては、「監査人の毅然たる態度」(62.3%)を挙げた割合が最も高く、「監査人と経営者又は監査役等ガバナンスを担う人との信頼関係」(44.3%)が続いた。経営者が関与する不正等の場合は、「監査人の毅然たる態度」を挙げた割合は、83.8%と高くなった。

以上

【参考】財務諸表監査と不正の関係について

- 監査基準及び監査実務指針より要約

不正を防止し発見する基本的な責任は企業の経営者にあり、また、取締役会や監査役等もその責任を負っています。

一方、財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにあります。この監査人の意見には、不正によるか誤謬によるかを問わず¹、全体としての財務諸表に重要な虚偽表示がないことについて、合理的な保証²を得たとの監査人の判断を含んでいます。

すなわち、不正の発見は、財務諸表監査の直接的な目的ではないものの、監査人は、財務諸表の利用者に対する不正な報告あるいは資産の流用の隠避を目的とした重要な虚偽表示が財務諸表に含まれる可能性を考慮して、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施し、その結果、財務諸表の重要な虚偽表示がないことについて、絶対的ではないものの、高いレベルの保証を得なければなりません。

ただし、監査の固有の限界、すなわち、財務報告に主観的な判断や不確実性が含まれること、監査人による監査証拠の入手には実務上・法令上の制約があること、並びに監査を合理的な期間内とコストで実施する必要があることから、監査人が監査基準に準拠して適切に監査計画を策定し、これに基づき監査を適切に実施したとしても、重要な虚偽表示が発見されない可能性は残ることに留意が必要です。また、不正は他者を欺く行為を伴う意図的な行為であるために、監査人が不正による虚偽表示を発見できない可能性は、誤謬による虚偽表示が発見できない可能性よりも高いとされています。

なお、近時の金融商品取引法上のディスクロージャーをめぐり、不正による有価証券報告書の虚偽記載等の不適切な事例が相次いでいることを背景に、企業会計審議会から平成25年3月に「監査における不正リスク対応基準」が公表され、平成26年3月期の上場企業等の監査から適用されています。同基準では、監査人の職業的懐疑心を強調するとともに、不正による重要な虚偽表示のリスクに対応した監査手続を明確化し、一定の場合には監査手続をより慎重に実施することを求めています。

¹ 財務諸表の虚偽表示は、その原因となる行為が意図的であるか否かによって、不正と誤謬に区別されます。

² 監査には、固有の限界があるため、絶対的な保証を得ることができません。監査で求められる絶対的ではないが、高い水準の保証を「合理的な保証」と呼んでいます。